

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
◎ 公 告	
・大規模小売店舗の新設の届出	経 営 支 援 課
・換地処分	農 村 整 備 課
・測量の実施	建 設 企 画 課
◎ 交通局公告	
・一般競争入札の参加者の資格等（2件）	総 務 課
・一般競争入札の実施（2件）	〃
◎ 選挙管理委員会告示	
○長崎県選挙関係事務執行規程の一部改正	選挙管理委員会書記室
◎ 雑 報	
・一般競争入札の実施	長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年6月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 神ノ島飽ノ浦線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市飽の浦町11番地先から 長崎市飽の浦町11番地先まで	前	8.0~16.8	97.5	
	後	12.0~22.2	97.5	

公 告

大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年6月11日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）エディオン諫早店
長崎県諫早市長野町1625-1 ほか3筆
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社エディオン 代表取締役 久保 允誉
広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社エディオン 代表取締役 久保 允誉
広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年1月24日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,448平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地北側及び東側 71台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
建物北東側 50台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物南西側 27.0平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南西側 13.39立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時00分から午後9時00分
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
敷地北西側 1箇所
敷地北東側 1箇所
敷地東側 1箇所 合計3箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時～午後10時

2 届出年月日

令和6年5月23日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、諫早市経済交流部商工観光課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

換地処分（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営農地開発事業鯛の鼻地区第2工区（10-3大石脇地区）に係る換地処分をした。

令和6年6月11日

長崎県知事 大石 賢吾

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県北振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和6年6月11日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県松浦市志佐町赤木免	令和6年6月12日から 令和6年12月27日まで

交 通 局 公 告

一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和6年6月11日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 一般競争入札に付する事項
バスボディ改造工事（路線・いすゞ製・中型車3両）
- 競争入札に参加することができない者
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として交通局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - 競争入札参加資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者
 - 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - 原則として1年以上の営業実績を有しない者
 - この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
 - この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 競争入札参加者の資格及び審査
 - 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び167条の5の1に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。なお、長崎県交通局が発注するバス改造工事に係る入札参加資格を取得して

いる者は、(2)の審査事項について審査の対象としない。

(2) 審査事項

- ア 年間売上高
- イ 営業年数
- ウ 従業員数
- エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）
- オ その他交通局長が特に必要と認める事項

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和6年6月21日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に令和6年6月21日まで随時交付する。

また、長崎県交通局ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

○ 申請者のうち、資格を取得している者

申請書（様式第1号）に次の書類を添え(5)に掲げる場所に提出すること。

- ア 長崎県交通局が交付した資格審査結果通知書の写し
- イ 誓約書（様式第3号）
- ウ 印鑑届（様式第4号）
- エ 委任状（様式第5号）

○ 申請者のうち、資格を取得していない者

申請書（様式第2号）に次の書類を添え(5)に掲げる場所に提出すること。

- ア 誓約書（様式第3号）
- イ 印鑑届（様式第4号）
- ウ 委任状（様式第5号）
- エ 法人にあつては、次の a 及び b
 - a 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - b 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
- オ 個人にあつては次の a、b 及び c
 - a 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - c 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- カ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- キ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- ク 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- ケ バス改造工事の実績を証明する書類の写し
- コ その他交通局長が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規定（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- （住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
- （名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）
- （電話）095-822-5141

(FAX) 095-822-2826

(長崎県交通局ホームページアドレス) <https://www.keneibus.jp/>

5 資格審査結果の通知

資格審査申請書を受理したときは、入札参加者の資格を審査し、その結果を資格審査結果通知書（様式第6号）により当該申請者に通知（郵送）する。

6 資格の有効期間

この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。

7 資格の取消等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和6年6月11日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 一般競争入札に付する事項

バスボディ改造工事（路線・日野製・中型車3両）

2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として交通局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者

(4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

(6) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者

(7) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

(1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び167条の5の1に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。なお、長崎県交通局が発注するバス改造工事に係る入札参加資格を取得している者は、(2)の審査事項について審査の対象としない。

(2) 審査事項

ア 年間売上高

イ 営業年数

ウ 従業員数

エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）

オ その他交通局長が特に必要と認める事項

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和6年6月21日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に令和6年6月21日まで随時交付する。

また、長崎県交通局ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

○ 申請者のうち、資格を取得している者

申請書（様式第1号）に次の書類を添え(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 長崎県交通局が交付した資格審査結果通知書の写し

イ 誓約書（様式第3号）

ウ 印鑑届（様式第4号）

エ 委任状（様式第5号）

○ 申請者のうち、資格を取得していない者

申請書（様式第2号）に次の書類を添え(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書（様式第3号）

イ 印鑑届（様式第4号）

ウ 委任状（様式第5号）

エ 法人にあつては、次の a 及び b

a 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

b 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

オ 個人にあつては次の a、b 及び c

a 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

c 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

カ 県税に関し未納がないことを証する証明書

キ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

ク 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

ケ バス改造工事の実績を証明する書類の写し

コ その他交通局長が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規定（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

（電話）095-822-5141

（FAX）095-822-2826

（長崎県交通局ホームページアドレス）<https://www.keneibus.jp/>

5 資格審査結果の通知

資格審査申請書を受理したときは、入札参加者の資格を審査し、その結果を資格審査結果通知書（様式第6号）により当該申請者に通知（郵送）する。

6 資格の有効期間

この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。

7 資格の取消等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

一般競争入札の実施（公告）

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6及び長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第3条の規定に基づき公告する。

令和6年6月11日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名及び数量
バスボディ改造工事（路線・いすゞ製・中型車3両）
- (2) 工事の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期間
契約締結日から令和7年3月31日
- (4) 納入場所
長崎県交通局が指定する営業所
- (5) 入札の方法
 - ① 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ② 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められないこと。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として交通局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 車両改造工事に関する令和6年6月11日付けの一般競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、所定の審査申請書等に必要事項を記載のうえ、次の場所に提出すること。

- (1) 申請の時期 令和6年6月11日から令和6年6月21日まで（県の休日を除く）
- (2) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）
（電話）095-822-5141

4 入札参加条件

次の条件を満たしている者であること。

- (1) 2の入札参加資格を有する者であること。
 - (2) 当該工事の契約書に基づき、納入期限内に確実に納入できると認められる者であること。
- 5 当該工事契約に関する事務を担当する部局の名称等
(住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1
(名称) 長崎県交通局管理部総務課(総務班)
(電話) 095-822-5141
- 6 契約条項を示す場所
5の部局等とする。
- 7 入札説明書の交付方法
(期間) この公告の日から令和6年6月21日までの間(県の休日を除く。)
(場所) 5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所及び受領期限等
(提出場所) 長崎県交通局管理部総務課(総務班)
(提出方法) 令和6年6月26日 午後5時00分
直接又は郵便(書留郵便により、受領期限内必着のこと。)で行うこと。
- 10 開札の場所及び日時等
(場所) 長崎県交通局 本局3階 第2研修室
(期日) 令和6年6月27日 午前11時00分開始
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税含む)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 長崎県交通局を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額(消費税及び地方消費税含む)の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するものを提出する場合。
 - (2) 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 長崎県交通局を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額(消費税及び地方消費税含む)の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するものを提出する場合
- 12 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出
再度の入札者が代理人である場合は、委任状(委任者の印鑑を押印したものに限る。)の提出が必要である。適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、(1)から(8)までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な参加資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到着しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないときなど、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 最低制限価格は設定しない。
- (3) この契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (4) その他、入札及び契約に関する事項については、長崎県交通局契約事務規程の定めるところによる。また、詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施（公告）

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6及び長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第3条の規定に基づき公告する。

令和6年6月11日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名及び数量
バスボディ改造工事（路線・日野製・中型車3両）
- (2) 工事の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期間
契約締結日から令和7年3月31日
- (4) 納入場所
長崎県交通局が指定する営業所
- (5) 入札の方法
 - ① 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額

(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

② 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められないこと。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として交通局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 車両改造工事に関する令和6年6月11日付けの一般競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、所定の審査申請書等に必要事項を記載のうえ、次の場所に提出すること。

- (1) 申請の時期 令和6年6月11日から令和6年6月21日まで(県の休日を除く)
- (2) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
(住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1
(名称) 長崎県交通局管理部総務課(総務班)
(電話) 095-822-5141

4 入札参加条件

次の条件を満たしている者であること。

- (1) 2の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 当該工事の契約書に基づき、納入期限内に確実に納入できると認められる者であること。

5 当該工事契約に関する事務を担当する部局の名称等

(住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1
(名称) 長崎県交通局管理部総務課(総務班)
(電話) 095-822-5141

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

(期間) この公告の日から令和6年6月21日までの間(県の休日を除く。)

(場所) 5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

(提出場所) 長崎県交通局管理部総務課(総務班)

(提出方法) 令和6年6月26日 午後5時00分

直接又は郵便(書留郵便により、受領期限内必着のこと。)で行うこと。

10 開札の場所及び日時等

(場所) 長崎県交通局 本局3階 第2研修室

(期日) 令和6年6月27日 午前10時30分開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税含む）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 長崎県交通局を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額（消費税及び地方消費税含む）の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するものを提出する場合。

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 長崎県交通局を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（消費税及び地方消費税含む）の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するものを提出する場合

12 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

再度の入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の印鑑を押印したものに限る。）の提出が必要である。適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、(1)から(8)までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な参加資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到着しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないときなど、入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

(1) 長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に

基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 最低制限価格は設定しない。
- (3) この契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (4) その他、入札及び契約に関する事項については、長崎県交通局契約事務規程の定めるところによる。また、詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第22号

長崎県選挙関係事務執行規程（平成12年長崎県選挙管理委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和6年6月11日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

改正後	改正前
(掲載文の作成方法) 第42条 略 2及び3 略	(掲載文の作成方法) 第42条 略 2及び3 略 <u>4 掲載文には、写真（写真欄に掲載する写真を除く。）を使用することができない。</u>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について制限付一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和6年6月11日

長崎県公立大学法人 理事長 坂口 克彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達物品の名称及び数量
長崎県立大学佐世保校 講義棟 映像音響機器一式
- (2) 調達物品の特質等
映像・音響機器仕様書による。
- (3) 納入期限
令和7年3月24日限り
- (4) 納入場所
長崎県佐世保市川下町123 長崎県立大学佐世保校講義棟
- (5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

- (2) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として理事長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) ア又はイに該当する者であること。
 - ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格を得ていること。
 - イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格を得ていること。
- (4) この公告の前日において県内企業（長崎県内に本店が登記されている企業及び長崎県内に店舗等を保有して営業している個人をいう。）であること。又は、この公告の前日において県外企業（登記簿上、本社の住所が長崎県外になっている企業をいう。）であっても、長崎県内に支店等を有し、当該支店等において常勤の従業員を雇用している企業であること。
- (5) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

- ① 申請者のうち、2の(3)のアの資格を有している者は競争入札参加資審査申請書に長崎県の資格審査結果通知書及び誓約書、委任状、印鑑届、口座振替申込書を添え、4の部局へ提出すること。
- ② 申請者のうち、2の(3)のアの資格を有していない者は、競争入札参加資審査申請書に次の書類を添え、4の部局へ提出すること。

- ・誓約書
- ・委任状
- ・営業概要書
- ・法人にあつては、次の(ア)及び(イ)
 - (ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - (イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
- ・個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 - (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - (ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- ・県税に関し未納がないことを証する証明書
- ・消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- ・印鑑届（様式第2号）
- ・口座振替申込書（様式第3号）

※提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格提出日より3月以内に発行されたものに限る。

なお、審査の結果については、以下の提出期限の日から9の入札期日までの間に文書で通知する。

（申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先）4の部局とする。

（提出期限）令和6年6月25日（火）17時00分

- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等
（住所）〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123
（名称）長崎県公立大学法人 佐世保校総務課 建設整備グループ
（電話）0956-59-6778
- 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付期間及び場所

(期間) この公告の日から令和6年6月21日(金)17時00分までの間(大学の休日を除く。)

(場所) 4の部局とする。

(受領) 入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

7 入札参加条件

この入札に参加する者は、入札説明書に掲げる納入しようとする物品の機能等証明書を、令和6年6月25日(火)17時00分までに、4の部局等に提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。

8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札・開札の場所及び期日等

(場所) 長崎県立大学佐世保校 図書館1階 ラーニングコモンズ

(期日) 令和6年7月4日(木) 10時00分開始

入札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴収しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
 - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
- 14 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) その他、詳細は入札説明書による。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト